

【従業員の方向け】

Q1 特別徴収とはどのような制度ですか。

A1 事業主が市民税・県民税を給与から差し引きし、従業員の皆様に代わって当市に納入する制度です。年間の税額を12分割にした税額を、毎年6月から翌年5月まで、毎月の給与から差し引きします。

Q2 特別徴収制度にはどのようなメリットがありますか。

A2 普通徴収の場合は年4回納付であるのに対して、特別徴収の場合は年12回納付のため、一回あたりの納税額が少なくなります。

また、納付のために金融機関等に出向く手間も無くなり、納め忘れの心配もありません。

Q3 特別徴収の場合、税額の通知はどのような形で来るのですか。

A3 勤務先経由で従業員の皆様に特別徴収税額通知書をお送りします。普通徴収(納付書、口座振替による納付)の場合は、6月中旬にご自宅へ納税通知書をお送りしますが、特別徴収の場合は、原則として納税通知書はお送りいたしません。

Q4 自分で納付したいので、普通徴収のままにしてほしいのですが。

A4 原則として、パートやアルバイトのように非正規雇用者であっても、前年中に給与の支払いを受けており、かつ、4月1日において給与の支払いを受けている方は、特別徴収の対象となりますので、普通徴収による納付は認められません。

Q5 不動産所得など、給与以外の所得を有する場合の納税方法はどのようになりますか。

A5 原則的には、給与所得以外の所得(公的年金を除く。以下同じ。)に係る個人市民税・県民税も、給与からの差し引きとなります。

なお、不動産所得などの給与所得以外の所得については、確定申告書又は住民税申告書に、「給与所得以外の所得に係る個人住民税は、普通徴収によって納める」旨の選択をすることにより、当該給与所得以外の所得に係る市民税・県民税の所得割額は、普通徴収で納めることができます。

Q6 給与を2カ所以上からもらっている場合は、どうなりますか。

A6 給与支払報告書の乙欄に表示がなされているものは、普通徴収分として取り扱いますが、他の事業所(特別徴収実施事業所)から給与支払報告書が提出された場合には、合算の上、この事業所の給与から差し引きする取扱いとなります。

◎ 詳細は、お住まいの市町村の住民税担当課へお問い合わせください。